平成２２年（フ）第８３号
長崎県大村市植松３丁目152番地11
債務者　真鍋　　努
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
長崎県諫早市幸町19番７号、前住所長崎県諫早市高来町東平原244番地４
債務者　岩松　順一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
長崎県大村市鬼橋町1075番地１
債務者　西川ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
鹿児島県指宿市大牟礼１丁目11番15号
債務者　篠﨑　和真
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第３３号
鹿児島県指宿市山川小川1296番地
債務者　上川路はるみ
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第６１号
福島県いわき市好間町上好間字洞７番地の１
債務者　三浦　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７号
岩手県釜石市両石町第３地割72番地２
債務者　小山　　登
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２号
岩手県遠野市松崎町駒木４地割27番地、旧住所岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田196番地６　サンハイツ日詰２号棟１号室
債務者　菊池　有里（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第５０１号
仙台市青葉区青葉町16番14号
債務者　西條　りか
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
仙台市泉区南光台１丁目68番21号
債務者　山田　雅洋（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
仙台市泉区寺岡１丁目８番地の12
債務者　瀬野　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５５５号
仙台市泉区寺岡１丁目８番地の12
債務者　瀬野　りゑ
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６２号
仙台市泉区南光台５丁目８番６号
債務者　池　　洋右
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
仙台市太白区向山３丁目12番１号
債務者　山崎有利子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
仙台市宮城野区榴岡３丁目11番６―302号
債務者　松木　郁子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
茨城県東茨城郡城里町大字那珂西2600番地の35
債務者　石川　博美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２１７号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西２丁目２番26号　みつも
債務者　伊藤　隆道
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０号
茨城県常陸大宮市田子内町3163番地の２
債務者　野上　綾香
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所